

広島県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県尾道市高須町、同市長者原一丁目及び同市長者原二丁目地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
美ノ郷町B (二〇一二 〇一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
美ノ郷町B (二〇一二 〇一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
美ノ郷町B (二〇一二 〇一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
美ノ郷町B (二〇一二 〇一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
美ノ郷町B (二〇一二 〇一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
美ノ郷町B (二〇一二 〇一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美ノ郷町B (二〇一二 〇一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	
有江A（四 九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	有江A（四 九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規	

有江B(四九六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	有江B(四九六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草東組A(二一七〇)、阿草東組B(二一七一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草東組A(二一七〇)、阿草東組B(二一七一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草B(二八三二)、阿草東組(二一七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草B(二八三二)、阿草東組(二一七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草東組(二一七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草東組(二一七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草下組(二一七六)、阿草下組(二一七七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草下組(二一七六)、阿草下組(二一七七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草東組C(四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草東組C(四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草東組D(四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草東組D(四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿草上(二〇九〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	阿草上(二〇九〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
有江B(四九六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	有江B(四九六〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高須町(二九六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高須町(二九六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高須町A(六四五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川尻（八一〇〇隣b）	土石流	次の図のとおり	川尻（八一〇〇隣b）	土石流	次の図のとおり	
川尻（八一〇〇隣a）	土石流	次の図のとおり	川尻（八一〇〇隣a）	土石流	次の図のとおり	
東延倉川（一隣c）	土石流	次の図のとおり	東延倉川（一隣c）	土石流	次の図のとおり	
東延倉川（一隣b）	土石流	次の図のとおり	東延倉川（一隣b）	土石流	次の図のとおり	
東延倉川（一隣a）	土石流	次の図のとおり	東延倉川（一隣a）	土石流	次の図のとおり	
宮ノ浜（二八三六一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮ノ浜（二八三六一一） 急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
高須浄水場下東（二八三七）、高須浄水場下西（二八九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		高須浄水場下東（二八三七）、高須浄水場下西（二八九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。